

研究ノート

## 生存保険の特異性

松 田 武 司

はじめに

わが国の商法673条は生命保険契約について「生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シテ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ、相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定義している。生命保険契約の定義が生命保険商品の定義とどう関係するかについては、一般に生命保険商品を生命保険会社が提供する保険給付ととらえれば、保険給付を商品と称することの是非をさておき、傷害保険等を念頭におく限り、生命保険契約と生命保険商品とは必ずしもその輪郭は一致しない。しかし、生存保険について論ずる本稿では、人の「生」または「死」を保険事故とする生命保険契約の定義から導かれる保険担保の商品を生存保険商品、死亡保険商品として論じることとする。

生存保険とは人の生すなわち「一定時期の生存」を唯一の保険事故とする生命保険である。保険事故は1回に限定されず、複数回にわたって生存保険金を支払う設計が可能である（年金も生存保険とみることができる。終身年金は回数不定である）が、保険期間満了時の生存を唯一の保険事故とする満期保険金型生存保険では、保険事故発生時には保険料はすべて払込済みとなっており、被保険者が保険期間中に死亡した場合は保険契約上の権利をすべて失い、保険契約関係が終了する。一方、死亡保険とは人の死を唯一の保険事故とする生命保険である。死亡保険は、保険期間の定めのない終身保険と保険期間を限定する定期保険があるが、定期保険では、満期まで生存した被保険者は、保険料をすべて払込済みとしたうえで保険期間満了時に保険契約上の権利をすべて失い、保険契約関係が終了する。

実際には、わが国の生命保険商品の現状は、生存保険、死亡保険ともにかかるとは純粋な形での保険商品は存在していない。すなわち、比較的純粋

な死亡保険といえる定期保険でも、その給付に死亡保険金だけでなく高度障害保険金<sup>(2)</sup>が含まれており、死亡保険と傷害保険・医療保険の複合商品となっている。また、生存保険金給付を本質とする商品（これらは総じて貯蓄型保険と称される）として個人年金保険やこども保険などがあるが、被保険者が一定年齢到達時に生存保険金が支払われる点で生存保険であるものの、いずれの保険商品にもなにかの死亡保障給付が組み込まれていて、生死混合保険となっている。すなわち、一般的には個人年金保険では保険料払込期間中の被保険者死亡時には既払込保険料相当額が死亡給付金として支払われる。また、こども保険ではこどもの生存中に保険契約者である親が死亡したときは将来の保険料払込が免除され（これも一種の死亡給付である）、こどもの死亡時には既払込保険料相当額が死亡給付金として支払われて保険契約が終了する<sup>(3)</sup>。

そこで、以下の本稿の論述は、便宜上、純粹かつもっとも単純な形の理論上の商品として、満期時のみ生存保険金が支払われる生存保険、保険期間中の死亡にのみ死亡保険金が支払われる死亡保険（定期保険）を想定し、死亡保険では終身保険は考慮しないで論を進めることとする<sup>(4)</sup>。

以上のように、生存保険と死亡保険を純粹かつ単純な形で商品設計すれば、人の生と死は一方が立てば一方が立たない互いに「否定」関係にある概念であるから2つの保険商品はあらゆる側面において基本的に対称構造となると考えられる。本稿の目的は、そうした対称構造の存在を確かめることにあり、対称構造が存在しないとすればそれがどの点において、またなにゆえかの考察を試みることにある。本論の構成として、第1章では、数理構造、リスク対応機能、危険選択の3つの視点から対称構造の有無について考察し、数理構造、リスク対応機能の面では対称構造の存在が認められるものの危険選択の面では、人の生死に対する価値観（死生観）の相違から、対称構造が認められないことを明らかにした。第2章では、上記の死生観を「生を善とし死を悪とする」価値観と見て、これまでのわが国の保険販売の歴史の中で生存保険、死亡保険が保険金受取人側、掛捨者側それぞれに与えてきた心理的影響を考察し、今後の問題として、純粹生存

保険やそれと輪郭を接するより射倅性の強いトンチン保険と上記死生観の関係を考察した。第3章では、現行保険契約法と生存保険、トンチン保険との関連について考察した。

なお、本稿第1章では、本来であれば保険契約者と被保険者の用語を厳密に使い分けるべきところ、すべて被保険者で通している。生命保険契約において自己の生命の保険か他人の生命の保険かの区別は重要な要素であり、また解約権、解約返戻金請求権あるいは契約者配当金請求権が保険契約者に帰属することは自明であるが、本稿が主題とする生存保険に関する限り、すべて自己の生命の保険を前提とし、それゆえに保険契約者とすべきところを被保険者と一律に表現しても本質的になんの支障もなく、むしろ厳密な使い分けの煩瑣を避けたためである。

#### 註

- (1) 大森忠夫「保険法」(改訂版)257頁。坂口光男「保険法」288頁。石田満「商法IV(保険法)」275頁、安井信夫「人保険論」36頁など生存保険の定義に異説は見られない。しかし、この定義以上に踏み込んだ説明もないように思われる。
- (2) 高度障害保険金とは、被保険者が保険約款所定の高度障害状態に該当した場合に支払われる保険金であり、本質的には傷害保険の保険事故とされる。その内容及びそれが死亡保険に組み込まれている経緯については、坂本秀文「生命保険契約における高度障害条項(旧廢疾条項)」ジュリスト第755号(昭和56年)113頁参照。
- (3) 生命保険文化センター「各社個人保険商品一覧」平成15年に詳しい。こども保険278頁、個人年金保険302頁。
- (4) 死亡保険を定期保険に限定する結果、終身保険が考察外におかれることとなるが、終身保険は、保険事故不発生の余地はなく、時期が不確定なだけで必ず保険金が支払われる保険であり、保険数理的には長期の養老保険とみなしうる。生保標準生命表1996(死亡保険用)によれば、0歳の100,000人が生存0となる年齢は106歳である。したがって、この生命表による終身保険では、106歳で必ず保険金を支払う資金準備が必要となり、それは106歳満期の養老保険と同じ構造とみなされる。

## 第1章 生存保険／死亡保険における対称構造の有無

### 1-1 数理的構造の視点からみた対称構造

以下の本論では純保険料、保険料積立金等の計算を行っているが、いずれもその計算基礎率は、予定死亡率＝生保標準生命表1996（死亡保険用）（男）、予定利率＝2％としており、特に、生存保険についても死亡保険との対称構造の有無を見極めるといふ本論の趣旨から死亡保険用の生命表を使用している。また、被保険者年齢については20歳～60歳を契約適齢範囲、60歳～100歳を契約適齢範囲外と設定し、考察の中心を契約適齢範囲においており、契約適齢範囲外の場合については適宜参照するにとどめている。

#### 1-1-1 保険事故発生率（生存率と死亡率）

表1は生存保険と死亡保険の保険数理構造の基礎となる保険事故発生率すなわち生存率および死亡率を、保険期間10年間ごとおよび40年間の5パターンでとらえたものである。生存率＝100－死亡率という2つの率の定義から2つの率が対称構造にあることは当然である。したがって、表1からは2つの率の水準を見て欲しい。

表1 生存率と死亡率 (%)

	生存率	死亡率
20歳～ 30歳	99.077	0.923
30歳～ 40歳	98.941	1.059
40歳～ 50歳	97.586	2.414
50歳～ 60歳	93.919	6.028
20歳～ 60歳	89.846	10.154
60歳～ 70歳	85.531	14.469
70歳～ 80歳	65.223	34.777
80歳～ 90歳	27.552	72.448
90歳～ 60歳	1.803	98.197
60歳～ 100歳	0.277	99.723

### 1-1-2 保険料

契約適齢範囲において、被保険者加入年齢20歳、30歳、40歳、50歳、保険期間各10年とする生存保険および死亡保険の一時払純保険料は表2のようになる。

表2 保険金1000に対する一時払純保険料

加入年齢(～満期年齢) 保険期間	生存保険		死亡保険	
	10年	40年	10年	40年
20歳(～30歳)	812.8		8.4	
30歳(～40歳)	811.7		9.5	
40歳(～50歳)	800.5		21.6	
50歳(～60歳)	770.5		54.3	
20歳(～60歳)		406.90		59.05
60歳(～70歳)	701.7		129.7	
70歳(～80歳)	535.1		312.2	
80歳(～90歳)	226.0		658.6	
90歳(～100歳)	14.8		922.9	
60歳(～100歳)		1.25		674.34

契約適齢範囲の加入年齢20歳から50歳では、死亡保険の純保険料は安く、20歳から50歳にかけて徐々に高くなっている。一方、生存保険の純保険料は高く、20歳から50歳にかけて徐々に安くなっている。純保険料に関していえば、生存保険と死亡保険は対称構造にあるといえよう。

ちなみに、契約適齢範囲外の60歳から90歳の場合は、加入年齢が高くなるにつれ、生存保険の純保険料は安くなり、死亡保険の純保険料は高くなる点は同じであるが、高年齢になるにしたがいその保険料水準が生存保険と死亡保険で逆転していくことがみてとれる。これは死亡率と生存率の逆転を反映したものである(表1参照)。

### 1-1-3 保険料積立金

つぎに、上記純保険料を用いて、同じ条件での保険料積立金を求める

と表3～表5のようになる。なお、生存保険の10年の欄の1000は生存保険金支払前の額である（実際には、この1000が生存保険金として支払われ、保険契約は終了する）。

表3 保険金1000に対する保険料積立金 [20・30・40・50歳加入]

		生存保険				死亡保険			
		加入年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳
経過 年数	純保険料	812.8	811.7	800.5	770.5	8.4	9.5	21.6	54.3
	1年	830.0	828.6	817.8	788.9	7.4	8.9	20.5	51.7
	2年	847.5	845.9	835.6	808.0	6.5	8.2	19.2	48.8
	3年	865.3	863.6	853.9	827.9	5.7	7.5	17.7	45.4
	4年	883.4	881.6	872.8	848.8	4.8	6.7	16.0	41.4
	5年	901.9	900.2	892.3	870.7	4.0	5.8	14.0	36.7
	6年	920.7	919.1	912.5	893.7	3.3	4.9	11.8	31.3
	7年	939.9	938.6	933.3	918.1	2.5	3.9	9.3	25.0
	8年	959.5	958.5	954.8	943.8	1.7	2.7	6.5	17.7
	9年	979.6	979.0	977.0	971.1	0.8	1.4	3.4	9.4
	10年	1000	1000	1000	1000	0	0	0	0

表4 保険金1000に対する保険料積立金 [60・70・80・90歳加入]

		生存保険				死亡保険			
		加入年齢	60歳	70歳	80歳	90歳	60歳	70歳	80歳
経過 年数	純保険料	701.7	535.1	226.0	14.8	129.7	312.2	658.6	922.9
	1年	723.1	559.8	248.3	19.0	123.2	300.7	645.8	923.8
	2年	745.8	587.3	275.0	25.0	115.8	286.4	628.5	922.7
	3年	769.9	618.0	307.7	33.9	107.3	269.6	605.3	918.3
	4年	795.8	652.6	348.0	47.6	97.4	249.1	574.7	909.0
	5年	823.5	691.8	398.5	69.6	86.1	224.4	534.3	891.4
	6年	853.2	736.5	462.6	106.2	73.4	194.7	480.7	859.2
	7年	885.2	788.0	545.3	170.2	58.8	158.9	409.4	800.1
	8年	920.1	847.7	654.1	288.0	41.9	115.7	313.3	688.2
	9年	958.2	917.5	800.0	518.5	22.4	63.5	182.2	466.5
	10年	1000	1000	1000	1000	0	0	0	0

表5 保険金1000に対する保険料積立金 [保険期間40年]

経過年数	20歳加入60歳満期		60歳加入100歳満期	
	生存保険	死亡保険	生存保険	死亡保険
純保険料	406.90	59.05	1.25	674.34
10年後	500.6	62.3	1.8	776.2
20	616.8	65.0	3.3	867.2
30	770.5	54.3	14.8	922.9
40	1000	0	1000	0

生命保険の保険金支払いパターンは、死亡保険の場合、全保険期間にわたって保険事故発生が分散し、死亡率の漸増傾向からして高年齢になるにしたがい保険金支払いが増えてゆく。一方、生存保険の場合、保険期間途中では保険金支払いはいっさいなく、保険期間満了時にすべての保険事故が一度に発生し、保険金も一度に支払われる。生命保険においては、純保険料の総額でもって支払保険金の総額をまかなえるよう純保険料率が設定されており（いわゆる収支相等の原則）、純保険料を一時払とするとき、契約時に払い込まれた一時払純保険料が保険料積立金となって順次その金額を変えながら次年度以降に繰り越されてゆく。そして、保険料積立金は、生存保険では、満期直前に生存保険金額と同額となり、生存保険金支払に充当されて0となる。死亡保険においては、最終年次の年央に発生する死亡者（計算技術上、その年の死亡者全員が年央に死亡すると想定する）の死亡保険金を支払い終わった時点で0となる。

表3にみられるように、生存保険の各年末の保険料積立金は払い込まれた一時払純保険料が着実に増加し、10年経過後に生存保険金と同額の1000に到達する（生存保険金1000が支払われると0となる）。その間、毎年の増加分が予定利率2%以上の増加を示しているのは、各年間に死亡した被保険者にかかわる保険料積立金が各年末に生存する被保険者の保険料積立金に組み入れられたからであり、かつ減少要因はなにもないことによる。一方、死亡保険においては、契約時に払い込まれた一時払純保険料が徐々にその額を減らしながら各年末の保険料積立金を形成し、10年経過

時点で0となっている。これをみる限り、保険料積立金についても生存保険と死亡保険の対称構造は存在するといえる。もっとも死亡保険の場合、保険料積立金の変遷過程においては、予定利率による増加という増加要因と毎年の死亡被保険者の死亡保険金に充当するため生存被保険者の保険料積立金の一部が費消されるという減少要因が並存しており、保険料積立金の逓減曲線は、予定利率水準が高くて増加要因が減少要因を上回る場合には、異なる経過をたどることがありうる。

ちなみに、表4によれば、契約適齢範囲外でも同様に生存保険と死亡保険の保険料積立金において対称構造がみとれる。以上を総括すれば、保険料積立金についても生存保険と死亡保険との間に対称構造が存在する。

さらに、参考として表5に掲示したが、保険期間40年という長期保険の場合は、死亡保険の保険料積立金が途中まで増加傾向をみせる（予定利率による利息付加額が死亡者への支払財源分担による減少額より大きい）点で曲線が異なるが、最後には0となり、加入年齢20歳、60歳のいずれの場合も、生存保険と死亡保険との間に対称構造が成立するといえよう。

#### 1-1-4 保険金の財源構成

生存保険においては、保険期間の途中年次に死亡した被保険者は、計算技術上その年次に死亡したものとみなし、積立不要となった死亡被保険者にかかわる保険料積立金は、半年後のその年末に生存している被保険者の保険料積立金に組み込まれる。したがって、当該死亡被保険者にとっては、その時点で払い込んだ保険料のいわゆる掛け捨てが確定し、生存被保険者は予定利率に見合った利息以上の収入を得ることとなり、外見上、死亡被保険者の資産を生存被保険者が「収奪する」結果となる。一方、死亡保険においては、毎年の死亡者に保険金が支払われるため、当該死亡被保険者の保険料積立金と支払われる死亡保険金額との差額は、生存被保険者の保険料積立金の一部を割いてまかなわれる。その結果、満期まで生存した被保険者は、その半年前、保険期間最終年次の年次の死亡被保険者のために最後まで残っていた保険料積立金を使い切り、そこで初めて払い込ん



だ保険料の掛け捨てが確定する。ここにも外見上、生存被保険者の犠牲において死亡被保険者が「収奪する」構造が存在するが、生存保険の場合とは立場が逆となっている。このように、生存保険であれ死亡保険であれ、支払われる保険金の財源は、当該被保険者にかかわる積立金部分と他の被保険者からの充当部分の両者から構成されることとなる。仮にそれらを自己拠出分と他人拠出分と称するとして、保険金に占める自己拠出分と他人拠出分の比率が生存保険と死亡保険ではそれぞれどうなるか。この場合に、生存保険における自己拠出分とは、一時払純保険料の予定利率による保険期間年数後の終価であり、他人拠出分は保険金からそれを差し引いた差額となる。一方、死亡保険では、自己拠出分とは保険料積立金であり、他人拠出分は保険金からそれを差し引いた差額となる。生存保険における自己拠出分として保険料積立金を使わない趣旨は、自己の保険料積立金の中に死亡した他の被保険者の保険料積立金から分配された分が含まれているからである。また、死亡保険における自己拠出分として保険料積立金を用いるのが妥当と考える趣旨は、一時払純保険料の予定利率による各年央時点の終価と保険料積立金との差額部分は、死亡保険においてはすでに費消されており、死亡時に自らが受け取る保険金の一部を構成しえないからである。

上記の考え方に沿って求めた各構成比は表6のとおりとなる。

表6によれば、契約適齢範囲における生存保険金の財源はほとんどが自己拠出分であり、死亡保険金の財源はほとんどが他人拠出分であることがわかる。生存保険において死亡被保険者が失う保険料積立金は大きな金額である（表3）にもかかわらず、それがほとんど生存被保険者の受け取る生存保険金財源に寄与していないことになるが、それは生存被保険者数が死亡被保険者数に比べて圧倒的に多い、すなわち生存率が高い（表1）ため、生存者1人当りへの寄与が分散されてしまうからである。反対に、死亡保険では、生存被保険者の1人当りが失う保険料積立金は金額的に少ないが、その数が圧倒的に大きいゆえに合計は大きくなり、死亡保険金のほとんどを埋めるほどの寄与となる。このように、保険金財源構成におい

表6 受け取り保険金の自己拠出分構成比 (%)

加入年齢 保険金 受取時		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳
		生存 保険	満期時	99.1	99.0	97.6	93.9	85.4	65.2
死亡 保険	1年目	0.7	0.9	2.0	5.2	12.3	30.1	64.6	92.4
	2年目	0.7	0.8	1.9	4.9	11.6	28.6	62.9	92.3
	3年目	0.6	0.8	1.8	4.5	10.8	27.0	60.5	91.8
	4年目	0.5	0.7	1.6	4.1	9.7	24.9	57.5	90.9
	5年目	0.4	0.6	1.4	3.7	8.6	22.4	53.4	89.1
	6年目	0.3	0.5	1.2	3.1	7.3	19.5	48.1	85.9
	7年目	0.3	0.4	0.9	2.5	5.9	15.9	40.9	80.0
	8年目	0.2	0.3	0.7	1.8	4.2	11.6	31.3	68.8
	9年目	0.1	0.1	0.3	0.9	2.2	6.4	18.2	46.7
	10年目	0	0	0	0	0	0	0	0

でも生存保険と死亡保険で対称構造がみてとれる。ただ、この結果から、死亡保険金受取人は、他人から助けてもらったという印象が強く残り、生存保険金受取人は逆にその印象が薄く、自分の金を受け取ったという印象が強いであろうと推察できる。

## 1-2 リスク対応機能の視点から見た対称構造

### 1-2-1 リスク移転とリスク準備

リスクマネジメント体系は一般にリスクファイナンスとリスクコントロールに大別される<sup>(5)</sup>。リスクコントロールとは、経済的損害を発生させる原因事故そのものの抑制、防止等を図る方法であり、リスクファイナンスとは、いかにリスクコントロールに努めても原因事故が避けがたく発生することを前提とし、原因事故に付随して発生する経済的損害を資金的にカバーする方法である。リスクファイナンスはさらに、リスク保有とリスク移転に大別される。リスク保有は、リスクの結果が自己に帰属することを

容認するものであり、具体的マネジメントとしては、自己の計算において資金手当てをして備えるリスク準備が含まれる。一方、保有するリスクを他の経済主体に移転するマネジメントがリスク移転であり、保険はその典型的手段である。

保険では次の算式で表現される給付反対給付均等の原則が存在する。

$$P = q \cdot S \quad q = c / n$$

P : 保険料    q : 事故発生率    S : 保険金

c : 保険事故発生件数    n : 保険契約件数

この算式が意味するところは2つある。まず第一に、保険金（一般的に被保険利益と考えてもよい）を一定とすれば、保険料は保険事故発生率に比例するという、第二に、同じ危険率であれば同じ保険料が適用されなければならないということである。第一の意味から、保険事故発生率が高くなるにつれ保険料は保険金に近づき、その過程で効果対費用の関係からリスク移転目的のために保険を利用しようというインセンティブが失われることになる。すなわち、保険にリスク移転機能を期待する保険契約者の意識は、万が一の場合に備え保険商品を購入するわけであり、意識の根底に保険料が掛け捨てとなることの容認もしくは願望がこめられている。したがって、保障の対価としての保険料は、保険事故が発生せず掛け捨てに終わったときに、安心を得るための必要経費として容認できる水準の安価なものでなければならない。換言すれば、事故発生率がそれなりの低水準である場合に限られよう。逆に、きわめて高い保険事故発生率が予見されるリスクに備える場合、リスク移転の引き受け手がなく、リスク準備としての商品選択がなされよう。その場合、投じた対価に掛け捨てを容認する意識はなく、リスク準備の目的を果たすに足りる大きい投資効率（有利性）を求めるとともに、最悪の場合でも、リスク準備に支障をきたさないために元本回収（安全性）を求めらるであろう。これはまさに金融商品の役割である。そうしたリスク準備手段としての金融商品の中に保険商品が含まれるとするならば、その場合の保険商品は、リスク移転の手段としての保険商品とは異質の、貯蓄目的の保険商品<sup>(6)</sup>でなければならない。

## 1-2-2 リスクと偶然性

一般に、保険にとって偶然性が不可欠な要素であると言われる。その場合の偶然性の意味は、法的にみた場合と経済的にみた場合とでは少なからず意味が異なるように思われる。また、偶然性を語る際の類似概念が交錯<sup>(7)</sup>しているように思われるため、本稿で使用する用語の概念を筆者なりに整理しておきたい。偶然性の類似用語としては、可能性、蓋然性、事故発生率、不確実性といったところがあるが、本稿では、可能性（Possibility）を不能＝発生確率0% および確実＝発生確率100%のいずれでもない状態と理解し、蓋然性（Provability）を可能性がある中での発生頻度を意味する概念と理解する。事故発生率は客観的・全体的にとらえる点において蓋然性と同義の数量的表現である。また、不確実性とは、蓋然性を斟酌しながらその蓋然性の度合いや今後の変化の方向（今後不能へ近づくか確実へ近づくか）が見通せない現状がもたらす、わが身に事故が及ぶ可能性をも加味した主観的な不安の状態を意味すると解し、不能となる見通しからも確実となる見通しからももっとも離れている状態のときに不確実性が高とも高いと認識する。このように理解した場合、事故発生率が50%の事象は、主観的には確実に近いものと受けとめられ、10%前後であってもなお不確実性は高いと受けとめる私たちのリスク心理に合致する。

先ず、経済的な側面での偶然性とはどのような意味であろうか。そこにリスクの可能性があり、リスク実現の蓋然性＝事故発生率が0%に近づいてゆけば、平均的には保険事故発生の不確実性が小さくなり、保険事故はもはや発生するまいとの判断のもと、放置という行動を引き出す。逆に、蓋然性が100%に向けて増えてゆけば、やはり保険事故発生の不確実性が小さくなり、事故は必ずや起こるに違いないとの判断のもと、リスク準備のための行動を引き出す。つまり、経済的な意味における偶然性とは、可能性にとどまらず蓋然性にまでつながってはじめて意味を持ちうる概念であり、リスクを認識した者が、無為・放置（積極的リスク保有）であれ行動（リスク準備・リスク移転）であれそのリスクに対処する意思決定の根拠となる概念であるといえよう。本論で検討する生存保険あるいは

死亡保険の利用のされ方は、まさにこうした保険契約者のリスク認識と連動するものであり、偶然性という用語を用いるときは、こうした経済的用法を前提としている。

一方、法的な意味においては、保険事故は偶然な事故でなければならないとされ、例えば「事故が偶然性を有するとは、契約成立の当時において、その事故の発生と不発生がいずれも可能であって、しかもそのいずれともいまだ確定していないことをいう」（大森・注1前掲61頁）とされるが、その趣旨を生命保険にあてはめれば、人の生死は偶然性を備えていて保険事故たりうる要件を満たしているから、個々の契約時において、例えば死亡が保険事故であれば、被保険者がまだ生まれていない状態（不能）でもなく被保険者がすでに死亡している状態（確実）でもなければ契約は有効に成立しうることになる。<sup>(8)</sup>すなわち、この場合の偶然性とは可能性の意味で使われていると考えられよう。このことは同時に、法的な意味においては、事故発生の可能性さえあればその蓋然性すなわち保険事故発生率の高低は問わないとされているといえる。実際のところ、保険事故発生率が低い損害保険や死亡保険だけでなく、保険事故発生率が圧倒的に高い生存保険もまた生命保険として認めることに、法的にみて異論は出されていない。

### 1-2-3 リスク移転機能と保険事故発生率

先に表1において生存率、死亡率の水準を見たが、これらは生存保険あるいは死亡保険の保険リスクにかかわる保険事故発生率である。表1によれば、契約適齢範囲の20歳から50歳における保険事故発生率は、10年刻みのいずれの期間においても死亡率はきわめて低く、逆に生存率はきわめて高い。給付反対給付均等の原則から、これほどに保険事故発生率が低い死亡保険は、保険金額に比して負担する保険料はきわめて低額で済む。したがって、死亡保険はリスク移転の有効な手段たりうる。他方、これほどに事故発生率が高い生存保険は、保険料がほとんど保険金額に一致することとなり、生存保険はリスク移転の有効な手段たりえず、むしろほとんど

の被保険者が保険金受取りを期待できることから貯蓄・投資手段たりうることを示している。すなわち、契約適齢範囲では、生存保険と死亡保険では、リスク対応機能において対称構造が存在している。

ちなみに、契約年齢範囲外では、加入年齢が高齢化するほど死亡率と生存率の水準が逆転しており、生存保険にリスク移転機能が生まれ、死亡保険に貯蓄機能が生まれている。すなわち、契約適齢範囲と逆の形ではあるが、契約年齢範囲外でも生存保険と死亡保険の間でリスク対応機能の対称構造が存在する。

以上を総括すると、リスク対応機能という視点からみた場合、生存保険と死亡保険は、いかなる年齢においても対称構造が存在する。ただし、加入年齢によっては生存保険、死亡保険の間で機能の逆転現象がみられる。その意味するところは、世間一般常識として、生存保険が貯蓄型商品（リスク保有 [リスク準備]）であり、死亡保険が死亡保障商品（リスク移転）であるとの認識は、契約適齢範囲のような低・中年層の死亡率の低さがもたらす結果にすぎず、高・老年層も含めた全年齢に通用する生存保険あるいは死亡保険の固有の本質ではないということである。保険の本質をリスク移転機能に求める限り、リスク移転機能を果たさない貯蓄目的の保険商品は保険に非ずということになるが、そのことは生存保険は保険に非ずという結論に直結しない。危険率から判断する限り、上述のように保険適齢範囲外の生存保険に需要の有無はともかくリスク移転機能が見てとれるからである。

### 1-3 危険選択の視点から見た対称構造

#### 1-3-1 新契約時の危険選択

生命保険において、被保険者集団から得られる純保険料総額で保険金総額をまかなういわゆる収支相等の原則を維持するためには、契約引き受けに際して、保険料算定の基礎に使用した予定危険率を超える危険の回避が不可欠である。また、給付反対給付均等の原則においては、同じ保険料率

の被保険者間の危険率は同じでなければならないとする公平性が要請されるから、現実的にはなにがしかのアローアンスが残るとしても、被保険者個々の正確な危険率測定が不可欠となる。

死亡保険における危険選択は、予定死亡率より高い死亡率を推定させる病弱者の加入を排斥し、できるだけ健康者の加入に努めることになる。一方、生存保険では、できるだけ病弱者の加入に努め、生存率の高い健康者の加入を排斥することが理にかなっている。

保険思想が普及したとされる今日、死亡保険新契約時に保険会社が行う医師による診査や告知義務制度による危険選択は、その結果として、真に保険担保を必要としている病弱者を排斥するものであっても、保険制度の健全性維持のために必要、妥当な行為として社会に容認されている。一方、生存保険についてはどうであろうか。純粋な生存保険が販売されていない現状ではあるが、例えばこども保険や個人年金保険の販売時に優良健康者の加入を排斥し、病弱者を好んで勧誘するといった危険選択は実施されていない。仮に実施を試みても一般社会の理解が得られないであろう。保険会社が実施に踏み切らない理由として、一般社会の理解が得られまいということのほか、マーケティングからの制約がある。生存保険において優良顧客である病弱者だけを選択加入させることは、該当者の絶対数の少なさから、大数の被保険者を確保しなければならないという保険数理上・マーケティング上の保険会社の基本要請にそぐわない。また、普通健康者をとりこみ大数を確保するとした際に、その過程で混入する優良健康者の排斥が可能とは思えない。優良健康者の定義もさることながら、排斥のための選択方法に決め手がないと思われる。結局、生存保険では保険料率の基準を平均的な普通健康者に置き、病弱者になにがしかの優遇料率を適用するにとどまろう。したがって、一般社会感情に配慮しながらでは、生存保険では死亡保険のような危険選択はなされず、やったとしても形ばかりで実効性の乏しいものとなろう。それに対し、死亡保険における危険選択の放置は、短期間経過のうちに高額な保険金支払いを余儀なくされるリスクにつながり、保険収支にも大きな影響を伴うから、例えば遺伝子診

断のように社会的認知とのバランスに配慮しながらではあったとしても、今後ともより効果的な選択方法の開発、実現が期待される。

こうしてみると、生存保険には、新契約時に理論的には必要な危険選択が事実上なしえないという限界がみられることにおいて死亡保険との対称構造が存在しないことになる。

### 1-3-2 途中解約時の危険選択

生存保険では、満期まで生き延びられないと判断した病弱な被保険者に、契約を途中解約し既払込保険料を解約返戻金として取り返そうというインセンティブが働こう。仮に生存保険における予定死亡者がすべて死の直前に解約して被保険者集団から離脱するとして、しかもその時点の保険料積立金全額が解約返戻金として支払われるとすれば、死亡実績は0となり、当初予定された死亡者数と同じ数の解約者が発生する。そして、解約の場合は死亡の場合と違って生存被保険者に分配される保険料積立金が0となるから、満期時点で保険会社に残る資金は、生存被保険者が払い込んだ一時払純保険料の予定利率による終価だけとなる。このとき、当該生存保険契約が予定死亡率・予定利率を保険会社が保証する確定給付型契約であったならば、保険金財源不足分は保険会社の負担となり、生存差損（厳密には解約差損）を発生させる。対抗策として、保険会社が予定死亡率を予定脱退率に置き換えれば、保険会社の収支に齟齬はなくなるが、被保険者にとって当該生存保険は予定利率による終価を生存保険金として受け取るだけの複利預金と変わらないものであり、加入インセンティブが働かないであろう。むしろ、同利率の預金にくらべ、資金の処分自在性に欠ける点や付加保険料負担の点で実質的には損となる。これでは生存保険の金融商品としての妙味はない。したがって、生存保険では、契約後は、生存率の低い病弱者の解約による任意脱退（厳密に言えば解約返戻金の支払い）を禁止することが理にかなっている。一方、死亡保険では、理論的には健康な被保険者が解約するはずであるが、実際には、定期保険契約の被保険者が経年を追って解約殺到するような現象は見られない。解約返戻金が0



かあったとしても僅少のため解約して回収したいというインセンティブが働かないこと、交通事故をはじめとする災害死のリスクに備えて解約せずにそのまま満期まで保障を継続するためであろう。そのためもあってか、生命保険会社で解約抑制運動が展開されることはあっても、それは全保険期間、全保険種類、全被保険者を対象とする契約保全上の趣旨によるものであり、特定商品の危険選択の趣旨から、特定の健康状態のものに限って行われることはないと思われる。

以上を要約すれば、死亡保険では、満期までの生存を予感した被保険者に、中途解約による解約返戻金取得のインセンティブが働かず、そのため保険会社は解約抑制を行っていない。そしてそのことは死亡保険の理論上齟齬はない。それに対し、生存保険では、死亡を予感した被保険者には、中途解約することで解約返戻金（一般的には解約控除がある契約直後の数年間を除き、保険料積立金と同額）を受け取るという強力な解約インセンティブが働くことが想定され、それを禁止しないかぎり、生存保険の機能が水泡に帰することとなる。保険会社は強い解約規制（＝解約返戻金規制）を打ち出さざるをえないが、そのような解約規制の実施に際しては契約者や一般社会の強い反発が予想され、その実現は極めて難しかろうと思われる。<sup>(10)</sup> その結果、手をこまねいておれば、生存保険も死亡保険も表面上解約抑制をなにもやらないことで一致し、実はそのことが、その本質において、死亡保険と生存保険の対称構造を崩すことになる。ここに生存保険と死亡保険との間の対称構造の存在が明確に否定される。

### 1-3-3 保険金支払時のモラルリスク排除

死亡保険におけるリスクには、被保険者による健康リスク上の逆選択問題だけでなく、保険金詐取を意図したモラルリスクがある。一般の逆選択排斥が新契約時の対応であるのに対し、モラルリスク排斥は新契約時だけでなく契約後の保険金支払時も含む点でより広範囲である。すなわち、死亡保険では被保険者の自殺や保険契約者・保険金受取人による被保険者故殺が商法または保険約款において保険金支払免責事由とされ、その正当

性については信義則や公序良俗維持の観点から異論はない。これを生存保険にあてはめれば、被保険者による保険事故の故意招致とは、病気にかからぬよう健康管理に努めることであり、病気になれば早めに治療をうけ、完治を図ることである。その結果、早期死亡しかねないところを保険期間満了時まで長生きすれば、被保険者は故意に保険事故を招致したことになる。しかし、これを免責すべしと主張すれば一笑に付されよう。死亡保険との対称構造上、生存保険において理論的には是とすべきところ、故意に（努力して）長生きすることは喜ばしい善なる行為であり、モラルリスクとは無縁とされる。ここにも生存保険と死亡保険との間の対称構造の存在が否定される現象がある。

危険選択の各場面で生存保険に死亡保険との対称構造をとらせることを妨げる要因となったものに共通するものは、「生存は善、死亡は悪」とする価値観がからんでいることである。これは一種の死生観ともいうべきわが国の文化の一端であろうが、わが国の公序良俗の一部をなすものと考えられるものであり、それに反する行動は強く非難されよう。この死生観は人の生と死を扱う生命保険のわが国における普及の過程においてこれまでも影響してきたはずであり、今後とも何らかの度合いで影響しよう。

#### 註

- (5) 本論のリスクマネジメント体系に関する叙述は、鈴木辰紀編著「保険論」商業学・経営学シリーズ6・成文堂1997年7頁（担当上田和勇）に負うている。
- (6) 生存保険と積立貯金との類似性について三宅一夫「他人の死亡の保険契約」・大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』有斐閣（昭和36年）290頁。
- (7) 経済的な意味でのいろいろな偶然性類似用語の使い方については、リスクの本質との関連で亀井利明「危険管理と保険理論」法律文化社1995年72頁参照。
- (8) もっとも、商法642条は、その解釈上、保険事故の発生後であっても契約当事者双方が主観的にそれを知らずに契約した場合は有効とする余地を残しており、海上保険における遡及保険に適用されてきたようである。当条文は生命保険にも準用されており、いわゆる承諾前死亡の取り扱い実務の中で、保

険約款における責任開始期の規定とからんで生存保険にも適用される余地がないとはいえない。

- (9) 死亡保険において健康優良者に通常平均よりも料率面で優遇する例としては、例えば日本興亜生命の「優良体定期保険」がある。その判定要素は、喫煙状況、健康状況、BMI値、血圧値などにより特に優良かどうかを判定するとされている。しかし、同じ健康優良者情報の入手でも、優遇を求めてすすんで情報提供される場合と、不利な取り扱い回避のために隠匿される場合とでは、その負荷の大きさは一概に比較できない。
- (10) 最近の生命保険商品の中に、解約返戻金を低く抑えるものが見かけられる。具体例として、例えば東京海上あんしん生命の低解約返戻金型総合終身保険がある。こうした保険にあつては、結果として解約抑制機能が働くとおもわれるが、そこには健康状態による取り扱いの差はみられず、趣旨も、保険料を引き下げることにあると見られる。

## 第2章 死生観と生存保険

### 2-1 「生存は善、死亡は悪」とする文化

前章で指摘したように、数理構造、リスク対応の2つの視点では生存保険と死亡保険は対称構造をとっているにもかかわらず、唯一、危険選択面ではそれが成り立たないことを考察し、その理由として、わが国の文化の底流にある死生観が関与しているとの推測を立てた。本章では、理論的な保険商品から離れて、実際の保険商品についてわが国がたどってきた保険普及の足跡について死生観との関連を考察する。

わが国では、明治の生命保険導入直後の一時期を除き、死亡保険は一貫して不調で、それに代わり養老保険が主流をしめてきた。養老保険は、死亡保障機能を持ちながら貯蓄機能もあるといういわば玉虫色の保険であり、それを主力商品として受け入れてきた関係上、「生存は善、死亡は悪」として死を忌避する死生観の下でも人の死を直視することなく済ませ<sup>(11)</sup>てきたことになる。

主流の養老保険の陰にあつてこれまで実際に販売されてきた生存保険と死亡保険は、生と死に関連して2つの点でかわりがある。第1に保険事

故が発生した保険金受取人側にとっての生または死、第2に保険事故が発生しない、保険料が掛け捨てに終わった被保険者側にとっての生または死である。この保険事故発生の有無と金（保険金・保険料）の帰趨が死生観とどのようにからんで受容されてきたかを考える。

第1の保険金受取人側にとっての生・死であるが、死亡保険金の場合、「主人の死で得た保険金などうれしくない」「保険金を受け取るよりも主人に生きていて欲しかった」といった声はよく耳にする。これなどは身近な者の死と引き換えに手に入れた金という発想が保険金に一種の罪悪感を粘着させ素直に喜べないというものである。大金を得る（今後とも生活の保障が確保される）という安心と喜びが身近な者を失うという悲しみと引き換えにされる死亡保険制度上のジレンマでもある。一方、生存者がみずから受け取る生存保険金には、こうしたジレンマは見当たらず、受取保険金額と払込保険料額の差額が大きいほど上手な投資成果としてむしろ自慢の種とされる。この両者の差はまさに保険事故が生か死の相違によるものといえよう。

第2の、掛け捨てに終わった側にとっての生・死であるが、死亡保険における生存者は、掛け捨てになった保険料を惜しむ気持はあるものの、その金額はわずかであることに加え、その見返りが自身の生存であったから、やがてはみずからを納得させることにつながる。「保険がお守りになった」「安心料と思えば安いものだ」といった言葉は、保険の本質につながるものであり、やがては掛け捨てを損とみなす意識の希薄化、安心を得るための必要経費という理解に到達する。わが国の定期保険は、その長い歳月にわたる細くて長い販売過程で膨大な数の掛捨て者（生存者）をこの世に送り出しながら、掛け捨てに対するイメージを徐々に変容させ、現在の生命保険の正しい理解に到達した。一方、生存保険の場合は、掛け捨てになった者は死亡者であるから、その払込保険料額が高額であることもあって、掛捨て側には悲しみ、悔しさが重なることになる。しかし、その不満をばらまく人は死亡者周辺の少数の近親者に限られ、しかもわが国でこれまで販売されてきた生存保険にはなにかの死亡給付金が組み込ま

れ、それが掛け捨ての悔しさを緩和する機能を果たしてきたから、生存保険の掛捨者の意識が死生観をからめてどう発現したかの痕跡は、わが国にみるべきものがない状態といえよう。換言すれば、仮に今後わが国で他人抛出分のウェイトが相当大きい純粋生存保険が発売された場合、わが国でどのように受け入れられるかについては未知数であるということになる。

以上を整理すればつぎのようなものとなろう。[ ] 中の○は好ましい結果、×は好ましくない結果、○×2つは程度が高いもの、1つは程度が低いものを表す。

#### 生存保険の場合

生存保険の保険金受取人 (= 生存者)

生存事実 当然。うれしさはほどほど。被保険者 (自分) に対する達成感。[○]

保険金 ほとんどが自己負担分。うれしさはほどほど。[○]

生存保険の保険料掛捨者 (= 死亡者)

死亡事実 意外。死者の無念さ。悲しみ大。[××]

保険料 掛け捨ては惜しい。金額は大きく、あきらめきれない。  
[××]

#### 死亡保険の場合

死亡保険の保険金受取人 (= 死亡者家族)

死亡事実 意外。死者の無念さ、悲しみ大。被保険者に対する罪悪感。[××]

保険金 保険料のわりに保険金額は大きく、うれしい。[○○]

死亡保険の保険料掛捨者 (= 生存者)

生存事実 当然。うれしさはほどほど。[○]

保険料 掛け捨ては惜しい。金額はわずかであきらめがつく。  
[×]

死亡保険においては、死亡保険金受取人側は被保険者死亡という大きな代償 (××) を支払っているからわずかな保険料で高額な保険金 (○○) を受け取り利得しても許されるという損得相殺意識が発生し、掛捨者側に

も、予期どおりとはいえ死ななかつたことに満足し（○）、わずかな保険料の掛捨損（×）はやむをえないという損得相殺意識が働いて納得感が生まれやすい。結果的には、こうした損得相殺型の構造をもつ死亡保険は社会に容認されやすく、現在に至って死亡保険商品は定着と隆盛を見た。一方、生存保険においては、掛捨者側では被保険者が死亡した（××）上に高額な保険料積立金を失う（××）というダブル損の意識が発生し、相殺的に緩和する要素がない。また、保険金受取人側では、予期してはいたものの被保険者が生き残った幸福感（○）に加え、ほとんど払い込んだ保険料と変わらない保険金からなるありがたさの薄い生存保険金（○）を受け取るという程度が低いダブル得の意識が生まれる。このように、生存保険の特徴は、保険料掛捨者に程度の重いダブル損の意識を、保険金受取人側に程度の低いダブル得の意識を残す損得加重型の構造となっていることがわかる。生存保険は、被保険者が幸せ組と不幸組に分れ、その違いが際立つ点において、本来的に射倖的商品であり、商品内容が純粋化して射倖性の度合いが際立ち顕著なものになるにしたがい社会に受け入れられにくい要素を内包しているといえる。

ちなみに、養老保険にこの図式をあてはめようにもうまくゆかない。なによりも養老保険には掛け捨て者がいないからである。被保険者全員が保険金受取人であり、死亡保険金か満期保険金かに分かれはすれ、保険金額は同じである。しかも、相対的に高い予定利率と、それをはるかに上回る配当実績があった。ここでは、同じ保険金を受け取るなら満期保険金と願うダブル得狙いの気持だけが突出したと思われる。

## 2-2 第3の視点——他人抛出分の収奪と生死観——

わが国は、昭和30年代に入って、定期付養老保険、定期付終身保険といった死亡保障重点型の生命保険商品が急速な伸長をみせ、死亡保険金の生存保険金に対する比率が数倍から数十倍に拡大した。こうした保険では、満期まで生存して満期保険金を受け取っても、払い込んだ保険料の

大きさ、得られなかった死亡保険金の大きさと対比の中で掛け捨て感との葛藤があったものと推察され、その過程で定期保険に対する掛け捨てアレルギーを克服していったと思われる。定期保険が完全に定着した今、今後、純粹形に近い生存保険が開発されるとの想定の下に、上記にあげた2つの視点に加え、保険金を構成する他人拠出分と死生観のからみについて考察しておきたい。

生命保険には、保険事故発生者が他人拠出分を「収奪する」（保険事故不発生者は自己拠出分を「収奪される」）という技術的・構造的特質が組み込まれていて、どちらに該当するかは被保険者の生死という偶然による。死亡保険の場合、死亡保険金のほとんどは他人拠出分で構成されるが、これまでは死亡率が低く、収奪される相手はより多数の生存者であり、死亡保険金受取人は生存被保険者に対し収奪することに罪悪感を持つことはなかったと思われる。しかし、対象年齢層を引き上げるなどして、死亡率の高い層での販売となると、より多くの死亡者が相対的により少ない生存者の犠牲において死亡保険金を受け取ることになり、収奪構造が露わになってくる。しかし、保険金受取人は死亡という犠牲をはらったという損得相殺構造から、基本的には大きな意識変革は生じないと思われる。

一方、生存保険においても、これまでの現実には、生存保険金の他人拠出分が死者から「収奪した」ものであるにもかかわらず罪悪感は表面化しなかった。その理由として考えられるのは、予定利率が高く、また利差配当金も相当ついたため、配当金も含めた広義の自己拠出分が相当大きく、それに比して他人拠出分のウェイトが微々たる金額にとどまっていたからであろうと思われる。しかし、現在のような超低金利を反映した低い予定利率をカバーすべく生存率がかなり低い年齢層（表6の契約適齢範囲外の場合）に販売ターゲットを置き、もっぱら他人拠出分からの収奪分で生存保険金の利得感を満足させることを意図したような生存保険を発売すれば、生存保険金にしめる他人拠出分の比率が高くなるほどわが国の文化の底流にある死生観が生存保険金受取人側に罪悪感を生み出す可能性がでてこよう。これは第3の視点というべき新しい問題になりうると思われる。そう

した推測を検証する素材として、欧米のある時期に隆盛を極めたトンチン制度がある。

### 2-2-1 トンチン制度の概要

欧米でいっときトンチンという言葉に冠につけた公債募集あるいは保険・年金が隆盛を極めた。本稿においてはこれらを総称してトンチン制度と称するが、その形態は公債あり保険あり年金ありで輪郭は定めがたく、またトンチン制度の応用箇所が保険本来の給付金あり年金あり配当金ありで、実のところ、今に至るもその定義は定かではないように思われる。したがって、本稿が対象とする生存保険との位置関係も見極めがたい。総括すれば、トンチン制度とはある閉鎖集団を募集し、参加者の出資金およびその運用で得られる利息を生存者のみで分配する制度であり、途中で死亡した参加者はそのサバイバルゲームから脱落し、長生きする参加者ほど得をする射倖性を正面に打ち出した制度であるといえよう。その原型は、17世紀末にかけフランス政府が公債募集に応用したトンチン公債がよく知られている。応募資金総額に対して国が約定利子総額を支払い、それを生存する応募者が分配する。最終生存者が死亡した時点で制度は収束され、元本部分は償還されず国庫に帰属するというものであったが、その後、19世紀後半、米国の近代的保険会社のもとでトンチン生命保険として応用されていったものである<sup>(12)</sup>。このようなトンチン制度の内容は、時代、国によって区々であり、死亡率の採用（保証）の有無、一時金か年金か、死亡給付の有無、解約返戻金の有無、保険料（出資金）が一時払か賦払かなどの要素によってその特質ごとに分類された体系図が描かれる<sup>(13)</sup>。

生存保険・生命年金を念頭においてこれらの要素をやや詳しくみてみたい。

#### ① [予定生存率・予定利率の採用・保証の有無]

死亡生存率・予定利率を厳密に設定せず（設定したとしても保証せず）、保険期間満了日の生存者で、その時点の全保険料の元利合計額を分配するものとした場合、1人の生存者がいくら受け取れるかは、運用結果



しだい、生存者数しだいであり、結果的にしかわからない。すなわち、不確定給付となる。また、剰余金や配当金という概念と無縁のものとなる。それに対し予定利率、予定死亡率を立てかつそれが保証される場合、実際利率が予定利率を下回り、あるいは実際生存率が予定生存率を上回ったとき、その逆ざやのギャップ分は保険会社の自己資本で埋められ、保険金は当初の予定金額が支払われる。すなわち、確定給付となる。この場合、順ざやとなって利益が発生したときは、生存被保険者に配当金として分配（利益の全額を配当財源とするか、一部にとどめるか）するか全額保険会社の内部留保とするかは、保険会社が配当について契約時にどう約定するかによることとなろう。

## ② [保険料払込方法は一時払か賦払か]

一時払保険料の場合は契約成立と同時に予定保険料の全額が確保されるから、保険料未収による齟齬は発生しない。しかし、保険料の賦払を認める場合は、保険料未収が発生しうるため、未収保険料について強制徴収できないことを前提とすれば、予定どおりの保険料収入に齟齬をきたすことになる。とくに、死に瀕した被保険者に対し契約失効という形での被保険者集団からの離脱を許すことになり、下記③の解約返戻金没収措置の効果を半減させることになりかねない。

## ③ [死亡給付の有無] [解約返戻金の有無]

保険期間途中の死亡者にいっさい給付がないとすれば、死亡被保険者に帰属していた保険料積立金は全額生存被保険者のものとなる。しかし、なにがしかの死亡給付があるものとすれば（分類的には生死混合保険となる）、死亡給付金として支払われる財源分だけ生存者の取奪額が減少することになるから、生存者の生存保険金額が減少することになる。

同様に、途中解約を自由に認め、同時に解約返戻金を支払う制度とすれば、その保険はもはや生存保険として成り立たない。なぜなら、死に瀕した被保険者は解約することで自己の保険料積立金の取奪を免れうるから、結果的に死亡者は0となり、保険期間満了時に保険会社に残された資金は満期生存者が払い込んだ保険料に対応する元利合計だけとなる。確定給付

の場合は、保険金財源不足分は保険会社の負担となり、不確定給付の場合は、生存者は払い込んだ保険料の元利合計を手にするだけとなる。

#### ④ [受け取るのは保険金（一時金）か年金か]

生存給付が一時金の場合、保険期間満了時に満期時生存者に生存保険金が一時金で支払われ、保険関係は終了する。年金給付の場合は、その時点でいったん各人の年金原資が確定するが、その上で改めて生命年金制度が始まることになる。このように2つの制度が連続するものとして設計した場合は、生存バトルはまだ継続中であり、保険期間満了は内部計算上の区切り点の意味しかないことになる。予定利率、予定死亡率の保証のない制度の下で第二段階の年金制度としてどのような形が考えられるであろうか。各年の年始に総原資を生存者数で割った金額が1人あたりの保険料積立金に相当するから、1年経過後に得られた利息総額とその年の死亡者の保険料積立金はその年の配当財源となり、それを年末の生存者で分け合うことになろう。これを毎年繰り返し、生存者が次第に少なくなり、ついに最後の1人となったとき、制度は終了することになる。最後の1人にとって自己資金を運用するのと変わらないことになるからである。

生命保険および生命年金について上記要素によって整理すれば表7のようになる。

### 2-2-2 生存保険とトンチン制度の境界

いわゆるトンチン制度と称されてきた各種の制度と本稿が意図する生存保険との境界線をどこに引くべきか。暫定的ではあるが、現時点では生存保険を表7の太線枠内のものでかつ一時金受取のものとする。これを定義すれば、生存保険とは、予定利率、予定生存率を保険会社が保証し、保険期間満了時の生存者に約定の生存保険金を支払う保険であり、保険料は一時払とし、途中死亡者、途中解約者に対しては、保険料積立金を返金しない方式の保険をいう。そして、その結果として、年金受取のものが純粹生命年金、それら以外の予定利率・予定死亡率の保証あり部分が生死混合保険、その他の保証なし部分がトンチン制度と考えたい。

保険会社が予定利率、予定生存率を保証するリスクを負う限り、実際率が予定率との差異が生じた利益を会社帰属とするか被保険者への配当に回すかは生存保険の定義にかかわる本質的な問題ではないと考える。保険会社は予定率を保証する限り、なんらかの形で自己資本の積み増しを図る必要があり、利益をどの程度内部留保に回すか配当財源に回すかの意思決定をするだけのことである。しかし、予定率の保証がない限り、給付はすべて不確定となるから、被保険者のリスク負担において射倖性が目的となる。この特質こそがトンチン制度の本質というべきではなからうかと考える。

### 2-2-3 死生観の関与と射倖性愛好心

上記区分における生存保険あるいは低い生存率による射倖性の強いトンチン制度を考えた場合、生存者が死亡者から収奪する図式が露わとなるだけにわが国の文化の底流にある死生観が生存保険金受取人側に罪悪感を生み出す可能性がでてこよう。これを法的にいえば、こうした保険商品が公序良俗に違背するおそれにつながるものであり、これまでにわが国でそうした保険が実現しなかった理由もそこに求められてよいのではないかと考える。しかし、公序良俗は文化の一端として変遷するものであるから、射倖性の強い各種取引が容認される風潮が高まると、死生観のもたらす公序良俗と射倖性愛好心のせめぎあいが生じ、後者が優勢となれば、生存保険もトンチン保険もより弾力的に取り扱われるようになる可能性がある。米国におけるトンチン保険の隆盛はその一例であるが、米国ではその後当局がトンチン制度を禁止し収束を図った歴史的事実もまた無視してはなるまい。

表7 生存保険・生命年金およびトントン制度の分類

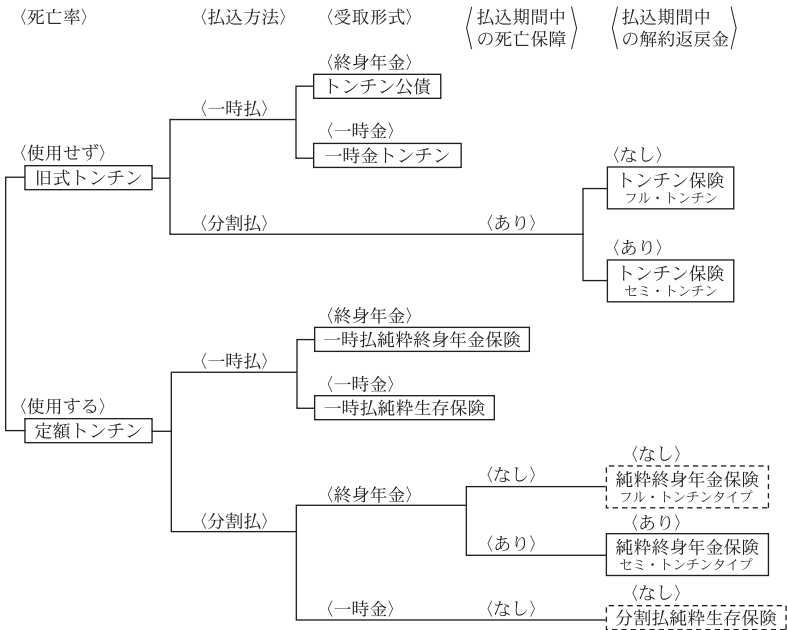
予定利率 予定生存率	保険料 払込方法	死亡給付金・ 解約返戻金	保険金（一時金）受取	
保証あり	一時払	なし	確定 給付	A 契約時に約定した保険金額が一時 金で満期生存者に支払われる。 ・生存損（解約損）が発生した場 合は保険会社が負担する。 ・生存益（解約益）が発生した場 合は ①金額有配当契約の場合 利益の全額を満期生存者で分 配 ②一部有配当契約の場合 利益の中の保険会社の留保分 を除いた額を満期生存者で分 配 ③無配当契約の場合 利益の全額が保険会社に帰属
		あり		
	賦払	なし		
		あり		
保証なし	一時払	なし	不 確定 給付	B 満期時の実績合計資金（＝全保険 料の元利合計）を満期生存者で分 配
		あり		C 満期時の実績合計資金（＝死亡給 付金・解約返戻金支払済後の元利 合計）を満期生存者で分配
	賦払	なし		D 満期時の実績合計資金（＝失効契 約の未取保険料を反映しない払込 済保険料の元利合計）を満期生存 者で分配
		あり		E 満期時の実績合計資金（＝死亡給 付金・解約返戻金支払済後にかつ 未取保険料を反映しない払込済保 険料の元利合計）を満期生存者で 分配

年金受取	
確定 給付	<p>a</p> <p>年金支払開始日以降、契約時に約定した年金額が毎年の生存者に年金として支払われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生存損（解約損）が発生した場合は保険会社が負担する。</li> <li>・生存益（解約益）が発生した場合は</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①全額有配当契約の場合 利益の全額をその年の生存者で分配</li> <li>②一部有配当契約の場合 利益の中の保険会社の留保分を除いた額を満期生存者で分配</li> <li>③無配当契約の場合 利益の全額が保険会社に帰属</li> </ol>
不 確定 給付	<p>b</p> <p>c</p> <p>e</p> <p>年金支払開始日時点で、いったん左記（B～E）の実績合計資金及び生存者の1人当たり資金額を確定する。</p> <p>年金支払開始日以降は、毎年、上記資金合計からの利息及びその年の死亡者にかかわる1人当たり資金額の合計をその年の生存者で分配</p>

註

- (11) 田村祐一郎『『生の保険』と『死の保険』』、水島一也編著『保険文化』千倉書房1995年125頁。
- (12) 田村祐一郎「近代生命保険業の成立」千倉書房1979年186頁。
- (13) 下図は松崎健「トンチン制度の研究」『生命保険経営』第59巻4号15頁による [一部変更]。

トンチン制度の分類



### 第3章 商法上の取り扱い

#### 3-1 現行商法の構成

現在のわが国の商法上の規定が、生命保険について死亡保険と生存保険だけを明記することは前記のとおりであるが、いま少し詳しく見た場合、

その生命保険関連規定のほとんどが死亡保険を想定したものであることがわかる。もちろん、生存保険を包含して適用されると考えられる条文はあるが、それは生命保険を総括的に規定したものであって、生存保険だけのためのものではない。断定的に言えば、生存保険固有の特性に着目して設置され、死亡保険には適用されないと考えられるような条文は皆無といつてよいであろう。商法が2つの保険種類を想定しながら、実際の条文がかくも極端に死亡保険のみに偏しているのはなにゆえか。商法が生存保険について特段に規定する必要性を感じなかったというのがその理由であるとすれば、そのこと自体が生存保険の特性といえよう。現実には純粋生存保険やトンチン保険が登場したときに、商法がそれに対応して立法措置を講ずる必要性が生まれるのか、それとも現行条文のまま法解釈だけで対応できるのか。本章では、純粋生存保険やトンチン保険が登場した際に、法律上の課題が具体化しそうな点について整理を試みる。

商法では第10章に保険に関する規定があるが、生命保険に関しては、第2節（生命保険）の11か条およびその中の683条によって準用される第1節（損害保険）の13か条の合計24か条が該当することになる。この24か条のうち、生存保険に適用されないものと適用されるものを下記のように区分した。なお、表示に際して、条文の内容を（ ）で表示したものは第2節「生命保険」固有の条文であり、[ ]で表示したものは第1節「損害保険」から準用される条文である。

#### 生存保険に適用されない条文

- ・ 法文上、死亡保険に限られている条文  
674条（他人の生命の保険）、680条（保険者の法定免責事由）、640条 [保険者の法定免責事由：戦争その他の変乱]
- ・ 解釈上、死亡危険に限定適用されると考えられる条文  
678条（告知義務違反による契約の解除）、646条 [特別危険の消滅]、  
656条・657条 [危険の変更・増加]

#### 生存保険に適用される条文

- ・ 解釈上、生命保険全体を包括すると考えられる条文

673条（生命保険の定義）、679条（生命保険証券の記載事項）、682条（積立金払戻義務の消滅時効）、683条（損害保険準用規定）、642条〔事故発生の主観的確定による契約の無効〕、643条〔契約無効の効果〕、649条1項〔保険証券の交付〕、651条〔保険者の破産〕、653条〔責任開始前における任意解除〕、663条〔短期時効〕、664条〔相互保険に対する準用〕

- ・ 生存保険に適用されると考えられる条文

675条～677条（他人のためにする保険）

681条（保険契約者等の被保険者死亡通知義務）

647条〔他人のためにする保険：保険料支払義務〕

### 3-2 純粋生存保険がもたらす課題

#### 3-2-1 一定の金額（673条関連）

冒頭に掲示した商法673条の定義規定にみるように、生命保険は定額給付でなければならない。この定額の意味については、固定金額の場合に限られるものではなく、現在の変額保険、変額年金のように満期保険金額を保険料積立金の運用成果額と定める場合も商法673条に言うところの「一定の金額」の範疇に含められるというのが通説<sup>(14)</sup>である。

予定利率、予定死亡率を保険会社が保証する確定給付型生存保険契約においては、実際利率、実際死亡率が予定率に対し逆ざやの場合は保険会社の負担において定額給付が守られるし、順ざやの場合に給付が増えたとすれば配当金の上乗せとみなされるから、定額性について問題はない。しかし、保険約款上、生存保険金額を「満期時点での原資総額÷生存者数」という算式で事後的に算定するような予定率の保証がない不確定給付型の場合は、先に生存保険の範疇には含めずトンチン制度に分類したように、生命保険の定額性要件を満たしえないのではないかと考える。その場合は673条の「一定ノ金額ヲ支払フベキコトヲ約シ」の中の「約シ」の語句に、予定率保証の意味を持たせることに通じる。しかし、現行の保険約款



には予定基礎率は明記されていない。予定基礎率は別途保険料および責任準備金算出方法書の内容として主務官庁に届け出るものの、被保険者には予定基礎率はご契約のしおりでも積極的に開示されていない。「約シ」の意義の明確化とともに課題は残されていると考える。

### 3-2-2 告知義務（678条関連）

告知義務とは被保険者に課せられた危険情報の提供義務である。被保険者に関する危険情報が一方的に被保険者側に存在するため、保険者が危険測定し、保険料率面で被保険者間の公平性を図る上で、被保険者側からこの危険情報の提供を求めることが合理的かつ妥当であると説かれて<sup>(15)</sup>いる。告知義務の実務に関しては、現在、保険約款で商法と異なる条項を設け、重要事実そのものを告知させる代わりに保険会社が重要事実と考える事項を質問書（告知書）で問いかけ被保険者はそれに答える方式としているが、質問書の内容は被保険者の死亡危険判定のための内容に限定されている。このように、現在の告知義務制度は、死亡保険にのみ適用され、生存<sup>(16)</sup>保険には適用されないと考えてよいと思われる。

したがって、長生きすることが危険である生存保険に、生存保険用の告知が必要になるのかそれとも告知は無用なのかが問題となろう。生存保険では優良健康体を排斥するための危険選択が難しいことは前述したが、病弱者優遇制度として告知制度を活用する余地は残されている。しかし、実現に際してはいろいろな問題が解決されなければなるまい。例えば告知書転用の問題がありうる。同一被保険者が同一保険会社の生存保険と死亡保険に多少の日数差をおいて加入の申し込みをした場合に、保険会社が先の生存保険告知内容を後の死亡保険の危険選択に無断で転用することは許されるであろうか。すなわち、先の生存保険申込みで優遇措置を受けるために疾病履歴ありとの告知がなされた場合、その告知が後の死亡保険申込みにおいて病弱者排斥のために活用される場合である。被保険者の意に逆行する転用となる。ちなみに、現行実務では、死亡保険同士の告知転用は行われているが、これは同種目的であるから問題にならない。具体的には、

優遇措置を標榜して得た告知を被保険者不利に無断で転用することの信義則違反の問題あるいは転用しなければ保険会社が過失を問われ、死亡保険の契約解除の権利を喪失する危険について考慮されなければならない。

### 3-2-3 被保険者同意（674条関連）

現在の生命保険契約における被保険者同意の要請は、674条に「他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキ……」とあり、他人の生命の死亡保険についてのみ適用されることは明らかである。法の趣旨は、生命保険契約の射倖契約性に鑑み、被保険者が保険金詐取を意図した保険契約者や死亡保険金受取人の故意による殺害の危険から身を守るためであり、それゆえに、同条後段但し書き文で被保険者みずからが保険金受取人である場合は被保険者同意が不要とされている<sup>(17)</sup>。したがって、被保険者同意をモラルリスク防止の観点からとらえる限り、生存保険には被保険者同意は不要である。しかし、被保険者同意を被保険者の人格権侵害抑止の立場からとらえた場合、およそ他人の生命に保険をかける限り、本人の同意なしでは許されないとする考え方も成り立つのではなかろうか。モラルリスクの有無に関係なく、被保険者に無断の付保は当該被保険者の人格権を侵害する<sup>(18)</sup>ものであり、その違法性は被保険者の同意によって阻却されるとするものである。また、トンチン保険のような射倖性の強い生存保険では、賭博保険防止の観点から被保険者同意を含むなんらかの抑止策が必要であろう。

### 3-2-4 契約解約権・解約返戻金請求権（682条、653条関連）

商法は保険契約者による任意の契約解約権の行使についてなんら規定を設けていないが、契約が有効に成立した以上、保険者の破産の場合など特定の場合（651条1項・683条1項）を除いて契約は解除できないと解されている<sup>(19)</sup>。同様に、商法は解約返戻金についてもなにも規定していない。それに対し、生命保険約款上、保険契約者はいつでも将来に向けて保険契約を解約することができることが定められている。その趣旨は、生命保険契約は20年、30年と長期にわたるのが通常であり、その間の保険契約者

側の事情変更により契約継続が困難になることが想定されるため、そうした事情変化に対応するためのものであると説明されている<sup>(20)</sup>。また、生命保険約款は、保険契約者による任意解約の場合の解約返戻金請求権についてもこれを明記しており、現状は解約返戻金請求権は保険契約者の権利として定着した感がある。それだけに、生存保険で解約権あるいは解約返戻金請求権を制限すべきか否かについては十分な検討が必要であろう。こうした解約を禁止する保険約款は、現在では、保険料払込期間中については見られないが、年金契約において年金支払開始後については見ることができ<sup>(21)</sup>る。あるいは、通常の水準より低い解約返戻金しか払い戻さない特殊な商品も最近<sup>(22)</sup>は登場してきている。前述したとおり、生存保険では、死亡の危機に瀕した被保険者がこのままでは保険金取得が見込めないと判断したときは、契約を解約し、解約返戻金を受け取って被保険者団体から離脱する逆選択が行われることが想定されるから、生存保険の趣旨を貫くためには途中解約による解約返戻金の支払いを制限しなければならない。この生存保険固有の保険技術的な理由が解約制限を必須かつ合理的なものとして顧客に受け入れられるかどうかは予断を許さないと考える。

#### 註

- (14) 岡田豊基「保険法」中央経済社平成15年265頁。
- (15) 告知義務制度の根拠については、西島梅治「保険法（新版）」悠々社1991年46頁。
- (16) 現在の個人年金保険では告知が求められるが、死亡給付があること、医療関係の特約付保があることなどの理由によると思われる。
- (17) 西島梅治（注15）前掲326頁。
- (18) 人格権侵害については、三宅一夫（注6）前掲297頁。
- (19) 坂口光男「保険法」文真堂1991年113頁。
- (20) 日本生命「約款解説書」昭和57年553頁。
- (21) たとえば日本生命「ニッセイ年金」保険約款第44条4項「……かかわらず、第1回年金支払日が到来している保険契約の解約を取り扱いません」。商法上は、653条で保険者の責任開始前に限り、かつ保険者が損失補償のために保険料の一部を取得できるという条件の下に保険契約者の契約解除権を認めているにすぎず、この条文は生命保険契約にも準用されている。

(22) 具体例として、アリコジャパン生命の高齢者生存保障保険（H14）、満期生存時に満期保険金が、途中死亡時に死亡給付として既払保険料が、途中解約時に一部削減された解約返戻金が支払われ、保険料は特別勘定で運用される。生存保険金は満期時の積立金額であるが、基本保険金は保証される。保険料は平準支払い、無配当保険である。

## おわりに

わが国商法の生命保険契約定義規定の「……生死ニ関シ……」の中の一文字「生」の字から、生存保険なるもののありようについて演繹を試みたのが本論である。現在「死」の方の一文字がもたらす死亡保険の方の研究はにぎにぎしくて、生存保険は等閑視されているきらいがないではない。しかし、現在、変額保険、変額年金は好評をもって迎えられている。その背景に高齢化社会があり、1300兆円とも1400兆円とも言われる個人金融資産の多くがそうした高齢者に帰属しているとみられているせい、金融機関の熱いまなざしが「高齢者」「生存」の世界にいっせいに注がれたのであろう。しかし、この分野の先駆者たるトンチン制度は、17世紀のヨーロッパを皮切りに米国へ舞台を移し、賭博まがいの射倖心を煽り立てる結果に墮していった経験を持つ。また、最近のわが国でも、変額保険訴訟において社会問題にまで発展した苦い経験を持っている。これらの過ちを繰り返してはなるまい。生存保険に関しては商法上の規定が実質的にはないに等しいことを指摘したが、生存保険もまたその本質において射倖的商品であり、生存保険を健全な形で世に送り出すための研究が必要ではな<sup>(23)</sup>かろうか。

## 註

(23) 生存保険と賭博を切断する要件として、大森忠夫「保険契約の法的構造」有斐閣（昭和31年）161頁は、不当利得目的の不存在をあげ、その不存在が推定される事情として生命保険契約の長期性、保険料と保険金の近接性をあげておられる。